

第十三回 参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和二十七年四月二日(水曜日)午前十一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 山田 佐一君

委員

石原 幹市郎君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
赤松 常子君
上條 愛一君

政府委員

統計委員会常任委員 美濃部 亮吉君
行政管理局長 大野 木克彦君
行政管理局管理部長 中川 融君
法務政務次官 龍野 喜一郎君
法務府矯正保護局長 古橋 浦四郎君
文部省調査普及局長 久保 田藤吉君
事務局側
常任委員会専門員 杉田 正三郎君
常任委員会専門員 藤田 友作君
説明員

文部省調査普及局長

北岡 健二君
天城 勳君

○法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(河井彌八君) それでは内閣委員会を開会いたします。

先ず以て法務府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案の理由について説明を求めます。

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今上程になりました法務府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に説明いたします。

この法律案の要旨は、(1)拘留支所を拘留所に昇格させること、(2)少年院を新設すること、及び(3)少年院の分院を本院に昇格させることの三点であります。先ず、拘留支所の拘留所への昇格のことから申し上げますと、小倉拘留支所は、その收容者が常時五百人を越え、而も支所であるために運営上少なからず困難を伴つておりましたので、かねて拘留所として独立させるべく準備中でありましたが、施設のほうも漸く完備いたしましたので、この際の被告人及び被疑者の收容について一層円滑な運営を図りますため、本所に昇格させたいと思ひます。次に、少年院の新設及び少年院の分院の本院への昇格のことにつきましては、御承知のように少年院の施設は、新少年法の実施以来絶大な御支援を頂き、年を追つてその充実を見ているのでありますが、なお十分ではなく、とりわけ特別少年院及び

医療少年院の施設、又女子の少年院の施設につきまして、著しく不足を感じております。殊に特別少年院につきましても、その殆んどが少年院法の規定により、暫定的に少年を收容する監獄の一部を区分して充ててゐる現状であり、更に昨年一月からの少年法の適用年齢の制限解除以来、ますますこの種少年院の必要性を加えて参りましたことに鑑みまして、新たにこの種の施設といたしますため、小田原少年院及び宇都宮少年院を新設いたしたいのであります。医療少年院につきましても、先づ工事を完了するため一応分院として設置し、昇格の準備を進めておりました宮川医療少年院を本院に昇格させ、種別を異にする本院との関係から生ずる運営上の支障を取除き、その医療少年院としての特殊な機能を十分發揮させたいのであります。女子の少年院につきましても、榛名山ろくに榛名女子学園を新設し、及びかねて工事中でありました青葉女子学園の完成を機会に、分院から本院に昇格させ、本院と男女別を異にすることから生ずる運営上の支障を取除き、女子の少年院としての性質を生かしたいのであります。

はかに水府学院につきましても、その收容少年の数、施設の大きさ等から考慮いたし、一層効果的な運営を図りますため、本院に昇格させたいと思ひます。

その他少年院の名称及び位置について所要の改正を若干いたしておるのであります。

以上が、提案の理由であります。何とぞ速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) 本案について御質疑がありますれば、この際お願いいたします。

○赤松常子君 ちよつとお尋ねいたしますが、栃木県に今度宇都宮少年院が設置されるわけですが、先だつて私栃木の女子刑務所を拜見いたしましたときに、成人のひと、それから児童とが一緒になつておりましたので、非常に運営上困ると言つておられたのですが、そういうところの子供が新設のこへ連れて行つて行くのでございませうか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 只今お尋ねのございました栃木の刑務所におります少年、少年と申しまするか、女でございしますが、少年等を今度の新設の榛名女子学園に收容する予定であります。

○赤松常子君 その問題は解決されるわけでございますか。

○政府委員(古橋浦四郎君) さようでございします。

○竹下豊次君 少年犯罪は非常に増加しておるやうに承つておりますが、その傾向を一通り御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(古橋浦四郎君) 終戦以来少年犯罪が非常に増えましたことは皆さ御承知の通りでございますが、その傾向は毎年検査数におきまして五万

或いは十万というやうな工合に、昭和二十五年まで非常な急上昇の趨勢を辿つて参つたのでございします。そうして昭和二十五年から昨年度を比べますと、その上昇のカーブはやや鈍化したしております、決して減りはいたしませんけれども、従来のやうな急カーブを以て上昇するやうなことがなくなつたのでございします。数字で申し上げますと、これは国警本部の統計によるもので、「最近における少年犯罪者の状況」というのでございします。これはこの前の設置法のとときの楠見委員のお尋ねによりまして、その際の答弁に代えて昨日お届けいたしました書類でございします。昭和十一年を大體一〇〇として計算いたしますと、昭和二十五年には一般犯罪につきましては一三八・四という増加率を示しておりますが、少年につきましては、三四〇・三という、つまり三・四倍の増加を示しております。これを数字で申し上げますと、昭和十一年が四十四万五千六百八十九名という、すべての犯罪者に對しまして、昭和二十五年が六十一万六千七百二十三名、これが全部の刑法犯に對する全国の検査数でございします。その比率が一三八・四となりまして、一・三八倍の増加になつておるわけでございます。そして二十六年度が全体の犯罪者数は六十一万九千三十五名でございしますから昭和十一年を一〇〇といたしますと、これも一三八・九という殆んど同率の増加率を示しておりますのでございします。これに反しまして、

少年のほう、昭和十一年が四万六千五百五十名、これが全国の少年犯罪者の検挙人員数でございますが、昭和二十五年には十五万八千四百二十六名、三・四倍の増加になっております。二十六年度が十六万六千四百三十三、三五七・五という率で、つまり三・五七五倍の増加率を示しておるのでございませう。その間の増加数は、昭和二十年から昭和二十五年まで、この間の増加が非常に多いのでございまして、昭和二十四年に例をとつて申し上げますと、昭和二十年の総検挙が五万四千七百八十七人でございするが、二十一年には、これが十一万一千七百九十八人でございまして、二十二年には十萬四千八百二十九人でございしましたが、二十三年にはこれが十二萬四千八百三十六人、二十四年、十三萬一千九百十六人、二十五年には十五萬八千四百二十六人、二十六年には十六萬六千四百三十三人、こういう具合になってございす。二十年から二十五年まで、最も少年犯罪の増加の趨勢が激かつたことを示しております。又犯罪の内容におきましても、多少の變化特徴が見られるのでございまして、それは殺人とか、強盗或いは強姦等の比較的兇惡な犯罪の増加が目立つておるのでございませう。この表につきまして、昭和十一年を標準にしておりませんが、昭和十八年と二十六年を比べて見ますと、殺人については、大体五倍くらい増加率を示しておりますし、強盗が大体六倍くらい、強姦が五倍くらい、かように兇惡な犯罪が増加しておる傾向が強いのでございませう。そのほか強姦その他は大体二倍半強の増加でございませう。そういう傾向を辿つておるのでございませう。

○政府委員(古橋浦四郎君) さようでございます。全体のカーブから申し上げますと、二十五年までが非常に強くて、二十六年がやや落ちた、鈍つて来たという具合に考えられるのでございまして、国警或いは法務府等におきましては、大体少年犯罪のピークがここへ来ておるのではないかと、希望の観測を下しておるのでございませう。

○竹下豐次君 最後のお話の、十八年と二十五年と比べて五倍、六倍というふうに殖えておるといふのですが、これは一般の大人を含んだ統計ではないのですか。少年犯罪だけの統計です。

○政府委員(古橋浦四郎君) さようでございます。それから少年犯罪が非常に多いようですが、これはその年輩の総少年数に比較して、何人に一人というような率になつておりますか。私の質問の意味はおわかりですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) まだ統計をとつておりません。まだその点についての調査はいたしておりません。

○竹下豐次君 私のお尋ねしたい気持は、学校で仮に五十人なら五十人のクラスがあると、その中に何人くらいという犯罪を犯す者があるかというところをお尋ねしておる。わかりやすく……そういう気持でお尋ねしているんです。あとで結構ですから……

○政府委員(古橋浦四郎君) 調査した後刻書類でお届けいたします。

○竹下豐次君 特に少年犯罪が成人の犯罪に比べて殖えた率が高いというところについては何が原因になつておるかという点をお調べであらうと思ひますが、その点を御説明願ひたい。

が殖えた原因につきましては、いろいろ警察或いは検務局、家庭裁判所、私も等々研究をいたしておるのでございませうが、特別に今度の犯罪が、少年犯罪が殖えたということを中心で取上げられるというところは、やはり戦時中並びに敗戦後のいろいろな社会情勢の變化の影響といふことが取上げられることではないだろうかといふことを感じておるのでございませう。つまり戦時中に少年に対する教育とか、保護とかいふような面について十分ななかつた点があつたと思ひます。ですが、戦争に勝つために子供たちが親の監督を離れていふ／＼な工場その他に働いて、その間に親の指導監督が十分でなかつた。社会が又子供の教育といふことに十分注意を払うことができなかったといふようなこと、それから社会が非常な變化がございしました。これが少年たちに大きな衝撃を與へまして、動揺しやすい子供たちが社会の規則というやうなものに対するい／＼な信頼感というものが薄くなつて来ておる。そのほか一般的に道徳的な考え方、法律道徳精神等が弛緩して来たことが、少年たちの心理に大きく影響を與えて来た、それから戦争で両親或いは片親を失つた少年たちが非常に殖えて来た、生活が非常に混乱して来た、そういうやうな一般的社会環境といふものの大きな變化が少年の心理に與へたことが、今度の少年犯罪を激増させた一番大きな原因ではないかといふ工合に考えられておるのでございませう。

○竹下豐次君 大体私なども今お話のやうなことであらうと思ひますが、今の答えておるわけでありませんが、今のお答の根拠ですね、それは何か特別にそういう方面のことを研究する機関でもありませんして、組織的に調べになつたんでしようか。ただ係りの人の直感だけのお答えでしようか。

○政府委員(古橋浦四郎君) その問題の少年犯罪の原因につきましては、收容いれられた少年についてその動機、原因等を調べております。又裁判所におきましては、最高裁判所の家庭局におきまして、いろいろ／＼という動機、原因等についての調査をいたしております。そういうやうな各部局におきまして調査と、それから内閣において第五国会のときに議會で御要求になりました青少年不良化防止対策を政府が強力に実行いたしますために、各省の係官を集めて、内閣に防止対策委員会が組織されて、各省庁の係官がそれぞれ／＼なデータを以て寄集まつて、その原因をお互いに研究し、対策を講じておるのでございませう。そういうやうな機関におきまして、いろいろ調査した結果、さうな大体の結論になつておるのであります。

○竹下豐次君 この少年院に收容されている人だけに制限してもいいわけですが、何故犯罪を犯したかといふことのその動機ですね。これについて統計ができていないのじやないかと思つておりますが、種類別に如何ですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 大体の統計はできております。

○竹下豐次君 ここに手許にお持ちでございませんでしたらあとでいいです。から、どういふ動機で罪を犯したかといふことを統計をお示しを願ひたい。

○政府委員(古橋浦四郎君) 大別して作りましてお届けいたします。

○竹下豐次君 もう一つお尋ねしたいのですが、少年と言つても年齢が違ふわけですが、年齢別に何才から何才までが数が多いかといふやうな、率で結構ですが、一つお示し願ひたい。

○政府委員(古橋浦四郎君) 現員でございませうか、收容している……

○竹下豐次君 少年の犯罪が年齢別に、例えば十九才から二十才までの者が多いとか、或いは十七才から十八才までのものとか、その率がおわかりでしたらお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(古橋浦四郎君) 書類によりまして早速お届けいたします。

○赤松繁子君 新しく女子学園や少年院が新設されましたことは誠に喜ばしいこととございませうけれども、まあこういう施設が十分今までございませんでした現状から見ると、嬉しいわけですが、全体的に見ると、こういう問題がだんだん／＼と立派になつて行くこと、この自体本當は憂うべきことだと思ひますが、従来非常に新聞などでも集団逃走など、集団放火して逃走するやうなことが頻々として起きたことと、さういふこと、それで私大事なこととは、この指導者の養成を政府はどういふやうに考えておられるか、特に私二、三拜見したところの例でございまして、全般的に言えない問題かも知れませんが、本當に罪を犯した子供たちをお世話する、その世話するかたが実は適格でない場合が随分ございまして、殊にお母さん代りに何かして上げる人が不足しているというやうなことから、母親の愛情に飢えて来ているといふこともございませう。そういう母親の愛情を以て指導なさるるかたが実は本當にはいいと思ひます。そういう

指導者の養成を計画的にしておいてなるのでございましょうか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○政府委員(古橋浦四郎君) お尋ねの点は私どものやつております矯正保護の仕事で最も大切な点だと私も考えているのでございします。少年や或いはその他の成人でも、かような人々を指導いたしますのは、どうしても仕事に当る人が立派なものでなければ到底目的を達することができない。従いまして先ず第一に必要なことは、そういうような職にある人の養成ということを考えまして実は終戦後におきまして私のほうでは進早く矯正保護研究所というものを設けて、それに当つていたのでございします。この組織は中央に中央矯正保護研究所というものが九段にございまして、なおその矯正保護管区、八つございしますが、その管区に入つた地方矯正保護研究所というものを附置いたしまして、八つの研究所で初任並びに中堅の教育、再訓練をいたしまして、更に中央で高等の研究をするということにいたしております。特に現場の第一線に従事する人たちの指導訓練ということが、これが大切なことだといふので、その点に重点を置いてやつておるのでございします。まだ勿論十分でない点がございしますが、そういう点につきましては一層努力をしなければならぬといふことは考へておるのでございします。

から二十六年にかけての傾向が多少鈍化したとしまして、一般犯罪がそこで大体止まりましたので、それらを総合いたしましたして、ピークに來たのではないかと、これからは大したカーブはないだらうという工合に観測しておるのでございします。

○補見義男君 それから一つ、これは資料のお願いなんです、直接この法案にとりよれば、むしろ今赤松さんからお尋ねになつたことに關連してなんですが、その少年院等における指導がうまく行つておるかどうかということが、同時に又逆に言えば、一度出た少年が再犯、累犯というやうな状況と彼此対象して見れば、或る程度本人の何にもよりますけれども、或る程度減るのではないかとお伺いします。先ほど竹下さんから御要求になつた資料をお作りになる際に、そういうやうな事情もわかるのを一つお作り頂きますれば仕合せと存じます。

○政府委員(古橋浦四郎君) 書面で提出いたします。

○補見義男君 それから本案についてお伺いするのですが、甚だ素朴な質問をするやうであります、分所を、例えば今度の小倉拘置所を分所から本所にするとかという、分所或いは支所を本所にするによつてどういふふうに通うのか、余り監獄がよくなるということとは、先ほどの赤松さんの話じやないけれども、それ自体が望ましいことでも何でもないので、その事情を一つお伺いしたいのですが。

○政府委員(古橋浦四郎君) それは主としてこの運営上いろいろ不便が取除かれることになると思ひます。つまり支所でございすると、本所のほうですべての監督指導をいたしまするので、一々本所の所長或いは幹部の指揮監督を受けて仕事をすることになります。本来支所であるべきものは小さな所でございます、事務の量も少く、いろいろな煩わしい問題も少いはずのものであります。それが大きな所になりますと、非常にやういふやうな問題が起きて参りますが、それを分所へ行きますと、本所と同じく量の量を持つておりますものを分所のほうでやりましますと、事務が自然に滞滯いたしますと同時に、そういうやうな施設におきましては、本所にその所について責任を以て管理し、收容者の保護もいたし、又規律も正すというものがありませんと、そこに実はいろいろ問題が起るのでございまして、私どもの経験によりますと、どうしてもそういうやうな支所というやうなところはいろいろな手落ちというものが出て参ります。仮に支所長とか、或いは医者としまして、本所にいたしますれば相当の者が置けるのでございしますが、そういうものも支所でございすると格も下りますし、人数も少くなるというやうな点もございします。

○補見義男君 それからもう一点お伺いしたいのは、別に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が我々のほうにかかつておりました、先般局長からその説明を伺つたのでありますが、今回の新設せられる少年院の増設等に關連して、職員の定員が相当増えることになつておるのでありますが、それしますと、その定員法の修正と、それ

○補見義男君 私ちよつと先ほど中座したので聞き漏らしたのですが、少年犯罪の情勢が大体頭打ちになつておるやうだといふやうな御説明があつたやうに聞いたのですが、さうですか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 二十五年から二十六年にかけての傾向が多少鈍化したとしまして、一般犯罪がそこで大体止まりましたので、それらを総合いたしましたして、ピークに來たのではないかと、これからは大したカーブはないだらうという工合に観測しておるのでございします。

○補見義男君 それから一つ、これは資料のお願いなんです、直接この法案にとりよれば、むしろ今赤松さんからお尋ねになつたことに關連してなんですが、その少年院等における指導がうまく行つておるかどうかということが、同時に又逆に言えば、一度出た少年が再犯、累犯というやうな状況と彼此対象して見れば、或る程度本人の何にもよりますけれども、或る程度減るのではないかとお伺いします。先ほど竹下さんから御要求になつた資料をお作りになる際に、そういうやうな事情もわかるのを一つお作り頂きますれば仕合せと存じます。

○政府委員(古橋浦四郎君) この定員法の改正と、こちらの設置法とは実は直接の關連はないのでございします。と申しますのは、少年院の收容人員が非常に増えたので、その人員増に對して、あれだけの予算定員の配付を受けることにお願いしているものでございしますから、それとこの設置法とは間接には關係がございしますが、直接には關係がないわけではございします。併し只今非常に人員が不足で困つておりますので、定員法の改正はむしろこちらより早くお願いしたいと考へております。必ずしも同時ということは必要でございせんけれども、或るべく早くお願いしたい。むしろこちらより早くお願いしたいと考へておるのでございします。

○補見義男君 これは半分は質問、半分は我々の審議態度の問題になるのですが、実は行政機関職員定員増減理由説明書をこの前頂きました、その中に少年犯罪が増加して、さうして收容者が増加するので、その増加に應ずるために少年院三カ所、小田原、宇都宮、榛名を新設する。丁度今回の何に即応しているのですが、新設し、別に少年院分院三カ所を本院にしようとするので六百五十人の増員を要するが、うちこれこれと、こつたつておつて、我々の審議の上から行きますと、少くとも同時

でない、この法案だけを、現在今やつております法案だけをやるということとは、實の伴わないだけを作ることになつておかしいのじやないかという、これは私自身の気持なんです、今のお話のように全く無關係というわけに行かんと思ひますが、もう一遍明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(古橋浦四郎君) ちよつと私先ほど申し上げましたのが少し言い間違つております。やはりこれは定員法の改正をして頂きまして、それを配置することになつております。定員法のほうも同時に御審議願ひたい、かように考へております。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記をとめて……

○委員(河井彌八君) それでは速記を始めて……

何か本案について更に御質疑はありますか。

○赤松常子君 ちよつと最後に一つ……これだけの新設されました新しい何で、今の犯罪少年は大体收容されるのでございまして、一つの飽和点に達しているのございまして、如何でございしますか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 結論から申し上げますと、実はまだこれでは不足でございします。なお或る程度の收容施設が必要でございします。と申ししますのは、新しい少年法がございましてから、私設の少年院がございせんので独立にやつております。その施設の増設が国家財政の關係からなかなか間に合いません、漸次これまで殖やして参りましたのですが、まだ少し足り

○政府委員(古橋浦四郎君) ちよつと私先ほど申し上げましたのが少し言い間違つております。やはりこれは定員法の改正をして頂きまして、それを配置することになつております。定員法のほうも同時に御審議願ひたい、かように考へております。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記をとめて……

○委員(河井彌八君) それでは速記を始めて……

何か本案について更に御質疑はありますか。

○赤松常子君 ちよつと最後に一つ……これだけの新設されました新しい何で、今の犯罪少年は大体收容されるのでございまして、一つの飽和点に達しているのございまして、如何でございしますか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 結論から申し上げますと、実はまだこれでは不足でございします。なお或る程度の收容施設が必要でございします。と申ししますのは、新しい少年法がございましてから、私設の少年院がございせんので独立にやつております。その施設の増設が国家財政の關係からなかなか間に合いません、漸次これまで殖やして参りましたのですが、まだ少し足り

○政府委員(古橋浦四郎君) ちよつと私先ほど申し上げましたのが少し言い間違つております。やはりこれは定員法の改正をして頂きまして、それを配置することになつております。定員法のほうも同時に御審議願ひたい、かように考へております。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記をとめて……

○委員(河井彌八君) それでは速記を始めて……

何か本案について更に御質疑はありますか。

○赤松常子君 ちよつと最後に一つ……これだけの新設されました新しい何で、今の犯罪少年は大体收容されるのでございまして、一つの飽和点に達しているのございまして、如何でございしますか。

○政府委員(古橋浦四郎君) 結論から申し上げますと、実はまだこれでは不足でございします。なお或る程度の收容施設が必要でございします。と申ししますのは、新しい少年法がございましてから、私設の少年院がございせんので独立にやつております。その施設の増設が国家財政の關係からなかなか間に合いません、漸次これまで殖やして参りましたのですが、まだ少し足り

と認めます。つきましては本案に對し
まして討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 別に討論の御
発言がありませんならば、これより採
決に入りますが、御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認めます。然らば本案を採決に付しま
す。本案に對して同意の諸君の挙手
願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であ
ります。よつて本案は可決すべきもの
と議決せられました。つきましては賛
成の委員諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

山田 佐一 石原幹市郎
横尾 龍 楠見 義男
竹下 豊次 赤松 常子
下條 愛一

○委員長(河井彌八君) なお委員長報
告は委員長に御一任をお願いします。御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それではさ
うに決します。

○委員長(河井彌八君) それでは元
に戻りまして、ボツダム宣言の受諾に伴
い発する命令に関する件に基く總理府
本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止
に関する法律案、これを議題といたし
ます。本案について御質疑があります
なら、この際お願いいたします。

御発言がなければ討論に入ります。
討論の御発言がありませんならば、
採決に入ります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認めます。それでは採決をいたしま
す。本案について賛成の諸君の挙手
願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であ
ります。可決すべきものと議決せられ
ました。つきましては、本案につきま
しても賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

山田 佐一 石原幹市郎
横尾 龍 楠見 義男
竹下 豊次 赤松 常子
上條 愛一

○委員長(河井彌八君) 委員長報告は
委員長にお任せをお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認めます。さうに決しました。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮り
いたしますが、警察予備隊令の一部改
正案につきまして、地方行政委員会か
ら連合委員会開催の要求がありました
のですが、これは同意することに御異
存ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと
認めます。ではさうに決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時一分散会

昭和二十七年四月十日印刷

昭和二十七年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所